

再意見書

EC発通企第91号

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 730-0051

住所 ひろしましなかくおおてまち ちょうめ 広島市中区大手町2丁目11番10号 ばん ごう

氏名 かぶしきがいしゃ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

とりしまりやくしゅちょう 取締役社長 さの 佐野 よしお 吉雄

電話番号

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

会社名	かぶしきがいしゃ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
氏名	だいいょうとりしまりやくしゃちよう さの よしお 代表取締役社長 佐野 吉雄
住所	730-0051 広島県広島市中区大手町2丁目11番10号
連絡先	連絡担当者氏名： 電話： FAX： e-mail：

意見項目・提出者・内容	左記意見に対する再意見
<p>(受付番号8)</p> <p>株式会社エム. ビー. エスほか8社</p> <p>【別紙3頁7行目】</p> <p>このままでは、我々ADSL事業者は、ADSL事業の継続もままならず、光サービスへの移行についても極めて困難な状況となり、市場からの撤退を余儀なくされる可能性があります。</p> <p>【別紙3頁17行目】</p> <p>接続ルール答申から3年経過し、光サービス市場におけるNTT東・西殿の独占がさらに高まったことを勘案すると、光ファイバの接続料水準をADSL並みにすること、および接続条件をNTT東西殿と他事業者で同一にすることは不可欠です。そのためには、接続ルール答申で先送りされた1回線単位の貸出し、さらにはOSU共用が必要です。</p>	<p>意見提出者の「一分岐貸し制度導入すべき」という趣旨の意見に反対いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 分岐端末回線単位での接続料設定（以下、一分岐貸し制度）は、OSU専用・共用にかかわらず、未利用分の設備コストを設備事業者（NTT東西殿）に負担させる制度です。 従って、借りるだけの接続事業者は、設備事業者に対して圧倒的に有利な条件でFTHを提供できるため、公平な競争環境が失われます。その結果、今後積極的に設備投資を行う事業者は現れなくなり、技術革新も起こらなくなると考えます。

意見項目・提出者・内容	左記意見に対する再意見
<p>(受付番号16)</p> <p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>【別紙2頁11行目】</p> <p>弊社共では、申請概要にある「サービスの多様化」という観点で分岐端末回線単位での接続が必要と考えますが、この分岐端末回線単位の接続はNTT東西殿のOSUを用いて共用しても問題ないことを、イー・アクセス株式会社殿、KDDI株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ビック東海殿の5社(以下、「接続事業者5社」という。)による実証実験を通じて確認しています(平成22年3月10日公表)。</p> <p>【別紙3頁24行目】</p> <p>①技術面</p> <p>総論でも述べたとおり、接続事業者5社にて、NTT東日本殿のOSUを用いて、様々なケースを想定したOSU共用に係る実証実験を行いました。サービス品質、新サービスの追加等に係る実験の結果、OSU共用は問題なく実現でき、技術面で課題がないことを確認しています。</p> <p>④投資リスク</p> <p>OSU共用による分岐端末回線単位での接続の実現により、投資の効率化が図られ、1ユーザ当たりのコスト及びユーザ料金の低廉化が進むことは明らかであり、これにより更なる需要の喚起が促進され、投資の早期回収可能性が高まるといった好循環が生まれるものと考えます。従って、OSU共用による分岐端末回線単位での接続を実現することで、NTT東西殿の投資リスクはむしろ軽減されるものと考えます。</p>	<p>意見提出者の「一分岐貸し制度導入すべき」という趣旨の意見に反対いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記実証実験により、技術的課題が解消されたとしても、分岐端末回線単位での一分岐貸し制度は、OSU専用・共用にかかわらず、未利用分の設備コストを設備事業者（NTT東西殿）に負担させることに変わりありません。 ・借りるだけの接続事業者は、設備事業者に対して圧倒的に有利な条件でFTTHを提供できるため、公平な競争環境が失われます。その結果、今後積極的に設備投資を行う事業者は現れなくなり、技術革新も起こらなくなると考えます。

意見項目・提出者・内容	左記意見に対する再意見
<p>(受付番号16)</p> <p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>【別紙5頁5行目】</p> <p>2. 接続料算定に係る問題</p> <p>(1)算定方式及び算定期間</p> <p>算定方式については、光アクセス回線が今後も「相当の需要の増加が見込まれる」状態と考えられるため、本申請どおり将来原価方式とすべきと考えます。また、その算定期間について、できるだけ長期間、安定的な接続料設定を行えるよう、接続料規則に規定されている最大期間の5年間とすべきと考えます。</p> <p>(2)需要予測</p> <p>本申請における需要予測には、以下のような問題があると考えており、見直しが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「光の道」構想の目標には明らかに達しない需要予測であること ・ NTT東西殿がFTTH小売市場で圧倒的シェアを確保することを前提とした需要予測であること <p>また、分岐端末回線単位の接続料が設定された場合、接続事業者の需要が増大することが明らかであるため、その場合には需要予測は当然見直されるものと考えます。</p> <p>【別紙6頁13行目】</p> <p>3. 乖離額調整制度に係る問題</p> <p>将来原価方式は、申請者であるNTT東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであることから、乖離額調整制度の適用は認められ</p>	<p>「2. 接続料算定に係る問題」に関する意見について、反対いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弊社より前回の意見書でも申し上げたように、本来であれば、事後精算を必要とせず申請者の責任において接続料金を設定する「実績原価方式」が適切と考えております。 ・ 今回のように「将来原価方式」で接続料金を設定する場合には、できるだけ乖離を小さくするために、需要の見積りや算定期間の適正化が重要であると考えます。 <p>そのような観点から、過度な需要の積み増しや算定期間の長期化は、大きな乖離をまねく要因となるため、賛同できません。</p>

意見項目・提出者・内容	左記意見に対する再意見
<p>るものではないと考えます。仮に、予測と実績との乖離額を調整した場合、NTT東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じます。従って、特に本申請にあるような乖離額調整を恒常的に実施することは認められないものと考えます。</p>	

意見項目・提出者・内容	左記意見に対する再意見
<p>(受付番号22)</p> <p>KDD I 株式会社</p> <p>【別紙1頁19行目】</p> <p>4) 1分岐単位接続料の課題</p> <p>①OSU設備を共用することについて、当時から指摘されていたサービスの均一化、新サービス提供の支障という問題は現時点でも解決しているわけではありません。</p> <p>当社の「ギガ得プラン」サービス実現にあたっては、より安く、より良いサービスを機動的にお客様に提供可能とするため、自由なサービス設計を行える自社専用のOSUを設置しております。</p> <p>②当社は2008年以来、8分岐単位での利用により「ギガ得プラン」サービスを提供しておりますが、設備の利用効率を高め、コストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能となってきております。OSU専用の1分岐単位接続料については、むしろ、1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用の懸念が当時から指摘されております。上記から、課題の状況を踏まえ、1分岐単位の接続料については、安易に導入すべきでないと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 芯単位での貸付でも収支を成立させることができる好事例であり、コスト負担が不公平な「一分岐貸し制度」の導入は必要ないと考えます。

以上